

浦安市統合型校務支援システム再構築業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和6年6月28日

浦安市教育委員会
教育総務部 指導課
教育総務部 教育総務課
教育総務部 学務課
教育総務部 保健体育安全課

1 趣旨

本募集要項は、浦安市統合型校務支援システムの再構築業務委託の優先契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2 概要

(1) 件名

浦安市統合型校務支援システムの再構築業務委託

(2) 業務内容

「浦安市統合型校務支援システムの再構築業務委託 提案依頼書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和7年5月31日まで

(4) 初期導入経費上限額

80,600,000円以内とする。(消費税及び地方消費税を除く。)

その他経費は下記のとおりである。

経常的経費上限額

月額633,636円以内とする。(消費税及び地方消費税を除く。)

※上記経費の提案額はすべて価格点での評価対象とする。

(消費税及び地方消費税を除く。)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	小計
初期導入	0円	80,600,000円	0円	0円	0円	0円	0円	80,600,000円
経常	0円	6,969,999円	7,603,636円	7,603,636円	7,603,636円	7,603,636円	633,636円	38,018,179円
合計	0円	87,569,999円	7,603,636円	7,603,636円	7,603,636円	7,603,636円	633,636円	118,618,179円

- ・本プロポーザルでは、項目ごと、かつ、年度ごとにいずれも予算上限を超えない範囲で提案すること。
- ・「初期導入」及び「経常」の予算はいずれも債務負担行為を設定している。
- ・経常(利用料)は、「浦安市統合型校務支援システム再構築業務委託」の受託者と運用開始前までに運用方法等を確定し、別途一社随意契約を締結する。その際、見積書で提示のあった金額以内で契約するものとする。

(5) 履行場所

浦安市立小中学校26校(分教室含む。)、指導課、教育センター、いちよう学級猫実、いちよう学級入船及び市が指定するデータセンター

(6) 担当課等

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市教育委員会 教育総務部 指導課 教育指導係

TEL: 047-351-1111 内線 19213

FAX: 047-351-5200 Email: urakyoshi@city.urayasu.lg.jp

3 応募者の参加資格要件

(1) 応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

なお、プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

イ プロポーザル方式等に参加できる者は、原則、入札参加業者適格者名簿に登載された者とする。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登載されていない者が参加することもできるものとする。

ウ 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。

エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。

オ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申し立て中又は破産手続期中でないこと。

カ I SMS やプライバシーマークなど、情報セキュリティ又は個人情報保護に関する第三者認証を取得していること。

(2) 情報システム構築の前提条件

情報システム構築要件(別紙 1)の動作実績を有することが前提となるが、提案書提出期限まで本市テスト環境での検証も認める。

4 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和 6 年 6 月 28 日(金曜日)
質問の締切	令和 6 年 7 月 5 日(金曜日)
質問への回答	令和 6 年 7 月 16 日(火曜日)
参加申込及び提案書の提出期限	令和 6 年 7 月 29 日(月曜日)
第一次審査結果の通知	令和 6 年 8 月 8 日(木曜日)予定
第二次審査デモンストラーションの実施	令和 6 年 8 月中旬予定
第二次審査ヒアリングの実施	令和 6 年 8 月中旬予定
第二次審査結果の通知	令和 6 年 9 月上旬予定
契約協議・締結	令和 6 年 9 月下旬

5 応募手続

(1) 募集の実施

本募集要項に基づき、令和 6 年 6 月 28 日(金)から令和 6 年 7 月 29 日(月)午後 4 時まで募集する。

(2) 質問の受付と回答

- ・質問事項は、「浦安市統合型校務支援システム再構築業務委託公募型プロポーザル応募様式集」（以下「資料1」という。）の様式1「質問書」に必要事項を記入し、3担当課等で示したメールアドレスにEメールで提出する。
- ・質問の受付期間は、令和6年6月28日（金）から令和6年7月5日（金）午後5時までとする。
- ・質問に対する回答は、令和6年7月16日（火）に浦安市公式ホームページに掲載する。

（3）参加申込及び提案書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成内容は応募様式集に従うものとする。

ア 受付期間

令和6年7月17日（水）から令和6年7月29日（月）午後4時までとする。
（ただし、土日祝は除く。）

イ 受付時間

「ア 受付期間」の各日 午前9時～午後4時（ただし、正午～午後1時を除く。）

ウ 提出先

浦安市教育委員会 教育総務部 指導課

エ 提出方法

浦安市公式ホームページから提出書類を入手し、必要書類を整え、直接持参すること。また、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

応募様式集のとおり。

カ 提出部数

- ・原本1部 コピー13部
- ・提出書類については、全てA4サイズ（A3サイズの場合は、折込みとする。）とし、提案書表紙（様式3）・背表紙（任意書式）をつけ左綴じとし（ファイル可）、書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付すること。
- ・電子媒体に記録した電子ファイルも1部提出すること。ファイル形式については、機能要件一覧、出力物要件一覧、見積指定書式はExcel形式とし、その他の部分はAdobe社のPDFとする。電子データには、紙媒体と同じ順番になるよう採番するとともに、データ内容がわかるよう名付けること。（例：06_機能要件一覧）

※なお、書類の提出後、明らかに参加資格要件を満たしていないと認められた事業者については失格とし、事務局において理由を明記した失格通知書を送付する。

（4）デモンストレーションの実施

（第一次審査に合格した応募者のみを対象とする。）

ア 実施日時等

令和6年8月中旬に実施する。時間及び場所については、第1次審査に合格した

応募者に通知する。

イ 出席者

デモンストレーションに出席できる提案事業者の者は、管理技術者及び本業務を中心的に担当する主任技術者を含めて5名以内とすること。

ウ デモンストレーションの内容

下記の内容について順に説明すること。デモンストレーションは、質疑応答含め90分程度を予定する。

(ア) 共通項目

- ・画面の見易さ、操作性について

(イ) 個別項目

- ・機能要件一覧、出力物要件一覧において「対応可」とされているが、他提案事業者が「対応不可」もしくは「代替方法」と回答している内容

エ その他

説明に必要なパソコンは、提案事業者側で用意すること。(電源コンセント、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する。)

(5) ヒアリングの実施

(第一次審査に合格した応募者のみを対象とする。)

ア 実施日時等

令和6年8月中旬に実施予定。時間及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

管理技術者及び本業務を中心的に担当する主任技術者を含めて4名以内とする。

ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明20分以内(プロジェクターの使用も可)、及び質疑応答20分程度の40分程度を予定する。なお、説明は先に提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。

なお、冒頭の会社概要は省略し説明を開始すること。

エ その他

説明に必要なパソコンは、提案事業者側で用意すること。(電源コンセント、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する。)

6 提案の審査

(1) 第一次審査(書類審査)

選定委員会は、応募者が参加資格要件を満たしていることを確認した上で、別表1「第一次審査基準」に基づき応募書類を審査し、評価の高い上位5者程度を選定する。なお、応募者数が5者以下の場合、第一次審査は省略できるものとする。

また、参加資格要件を欠いている応募者失格とする。

(2) 第二次審査(書類審査・デモンストレーション・ヒアリング)

選定委員会は、別表2「第二次審査基準」に基づき、提出された提案書及びヒアリング内容等について審査を行い、最高点を獲得した応募者(機能点及び提案点の合計において、満点の70%以上を獲得した者に限る)を優先契約候補者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、価格点が最も高い応募者を優先契約候補者として選定する。

(3) 選定結果の通知公表

- ・ 第一次審査の結果については、応募者にEメールで通知する。
- ・ 第二次審査の結果については、第二次審査対象者にEメールで通知するとともに、優先契約候補者を浦安市公式ホームページで公表する。

(4) 契約協議及び契約

- ・ 市は、第二次審査の結果を踏まえ、優先契約候補者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは速やかにシステム構築業務等にかかる契約を行うものとする。
- ・ 前項の協議が整わない場合は、第二次審査結果の上位者から順に同様の協議を行うものとする。

7 提出書類の取り扱い

- (1) 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- (2) 優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類(紙媒体及び電磁的記録媒体)は、優先契約候補者の選定後、速やかに返却するものとする。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類(優先契約候補者が提出した書類を除く。)は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

8 その他

- (1) 提案書に本市の求める要件に対応した記載がない場合、当該機能等の提案が無いものと判断する。
- (2) 以下のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。
 - ・ 複数の提案をしたもの
 - ・ 虚偽の記載をしたもの
 - ・ 談合等の不正行為があったとき
- (3) 審査及び選定結果に係る電話等での問い合わせには応じないものとする。
- (4) 応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

別表 1

第 一 次 審 査 基 準

評価項目	判断基準	配点
応募者の実績 (様式 4-1)	<p>業務実績を評価する。 「統合型校務支援システム構築」の実績(地方公共団体における実績数の多少、規模の大小等)を相対比較し、次の5段階で評価する。</p> <p>①極めて高い(20) ②高い (15) ③中位 (10) ④やや低い (5) ⑤低い (0)</p>	20
実績報告書の 取組み内容、特 性、特徴、コン セプト等 (様式 4-2)	<p>取組み内容、特性、特徴、コンセプト等が、本市の要求や構想に合致しているか、また採用することで、効果の向上が見込まれるか、将来性があるか等について、次の5段階で評価する。</p> <p>①極めて高い(20) ②高い (15) ③中位 (10) ④やや低い (5) ⑤低い (0)</p>	20
提案依頼書の 理解度 (提案書)	<p>提案書が、本市が提示した提案依頼書を理解し、提案依頼書に沿った内容となっているか、次の5段階で評価する。</p> <p>①極めて高い(20) ②高い (15) ③中位 (10) ④やや低い (5) ⑤低い (0)</p>	20
提案書の具体性 (提案書)	<p>提案書内容がわかりやすいか、具体性があるか、曖昧な表現が無い等について、次の5段階で評価する。</p> <p>①極めて高い(20) ②高い (15) ③中位 (10) ④やや低い (5) ⑤低い (0)</p>	20
課題に対する 提案の貢献度 (提案書)	<p>提案書に、提案依頼書「1.2 課題」に掲げる本市の課題に対する具体的な提案・提示があるか、次の5段階で評価する。</p> <p>①極めて高い(20) ②高い (15) ③中位 (10) ④やや低い (5) ⑤低い (0)</p>	20
合 計		100

第 二 次 審 査 基 準

区 分	審 査 基 準	配 点 (配分)														
機能点	<p>提案依頼書「別紙2 機能要件一覧」、「別紙3 出力物要件一覧」の回答結果により採点する。ただし、デモンストレーション及びヒアリングの結果により、評価が変更される場合がある。</p>	200 (40%)														
	1. 業務機能要件一覧に対する評価															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">評価</th> <th style="width: 60%;">基 準</th> <th style="width: 25%;">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">対応可</td> <td>パッケージ標準機能(パッケージを用いない場合は構築するシステム)で実現可能</td> <td style="text-align: center;">5点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">代替方法</td> <td>別ツールを用いて、またはアドオンやカスタマイズで実現が可能な機能であり、実現に要する概算費用が100万円未満の場合</td> <td style="text-align: center;">2点</td> </tr> <tr> <td>別ツールを用いて、またはアドオンやカスタマイズで実現が可能な機能であり、実現に要する概算費用が100万円以上もしくは見積額が提示されていない場合</td> <td style="text-align: center;">1点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対応不可</td> <td>要件を実現できない場合</td> <td style="text-align: center;">0点</td> </tr> </tbody> </table>		評価	基 準	配点	対応可	パッケージ標準機能(パッケージを用いない場合は構築するシステム)で実現可能	5点	代替方法	別ツールを用いて、またはアドオンやカスタマイズで実現が可能な機能であり、実現に要する概算費用が100万円未満の場合	2点	別ツールを用いて、またはアドオンやカスタマイズで実現が可能な機能であり、実現に要する概算費用が100万円以上もしくは見積額が提示されていない場合	1点	対応不可	要件を実現できない場合	0点
	評価		基 準	配点												
	対応可		パッケージ標準機能(パッケージを用いない場合は構築するシステム)で実現可能	5点												
	代替方法		別ツールを用いて、またはアドオンやカスタマイズで実現が可能な機能であり、実現に要する概算費用が100万円未満の場合	2点												
			別ツールを用いて、またはアドオンやカスタマイズで実現が可能な機能であり、実現に要する概算費用が100万円以上もしくは見積額が提示されていない場合	1点												
	対応不可		要件を実現できない場合	0点												
	2. 出力物要件一覧に対する評価															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">評価</th> <th style="width: 60%;">基 準</th> <th style="width: 25%;">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">対応可</td> <td>パッケージ標準機能(パッケージを用いない場合は構築するシステム)で実現可能</td> <td style="text-align: center;">2点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代替方法</td> <td>別ツールを用いて、またはアドオンやカスタマイズで実現が可能な場合</td> <td style="text-align: center;">1点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対応不可</td> <td>要件を実現できない場合</td> <td style="text-align: center;">0点</td> </tr> </tbody> </table>		評価	基 準	配点	対応可	パッケージ標準機能(パッケージを用いない場合は構築するシステム)で実現可能	2点	代替方法	別ツールを用いて、またはアドオンやカスタマイズで実現が可能な場合	1点	対応不可	要件を実現できない場合	0点		
評価	基 準	配点														
対応可	パッケージ標準機能(パッケージを用いない場合は構築するシステム)で実現可能	2点														
代替方法	別ツールを用いて、またはアドオンやカスタマイズで実現が可能な場合	1点														
対応不可	要件を実現できない場合	0点														
<p>機能点 = 上記1及び2による評価結果合計点 <div style="margin-left: 20px;"> \div (機能要件一覧項目数 \times 5 + 出力物要件一覧項目数 \times 2) \times 配点 </div> </p>																

<p>提案点</p>	<p>別添「提案点評価表」によって評価する。</p> <p>※各評価項目の採点は、5点～0点の6段階の算出とする。</p> <table border="1" data-bbox="397 277 1050 654"> <thead> <tr> <th>点数</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5点</td> <td>非常に優れている</td> </tr> <tr> <td>4点</td> <td>優れている</td> </tr> <tr> <td>3点</td> <td>普通</td> </tr> <tr> <td>2点</td> <td>やや劣っている</td> </tr> <tr> <td>1点</td> <td>劣っている</td> </tr> <tr> <td>0点</td> <td>提案なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>提案点 = 上記による評価結果合計点 ÷ 満点の合計 × 配点</p>	点数	判断基準	5点	非常に優れている	4点	優れている	3点	普通	2点	やや劣っている	1点	劣っている	0点	提案なし	<p>200 (40%)</p>
点数	判断基準															
5点	非常に優れている															
4点	優れている															
3点	普通															
2点	やや劣っている															
1点	劣っている															
0点	提案なし															
<p>価格点</p>	<p>次の計算式に基づき、価格点を算出する。</p> <p>1. 全応募者の中で、提案額合計が最小の応募者 価格点 = 満点</p> <p>2. 上記以外の応募者 価格点 = 上記応募者の提案額合計 ÷ 提案額合計 × 配点</p> <p>※提案額合計とは、初期導入経費提案額と経常的経費提案額の合計とする。 ※算出した値の小数点以下1位を四捨五入して算出した整数値を点数とする。</p>	<p>100 (20%)</p>														
<p>合 計</p>		<p>500</p>														